

産業建設常任委員会

1. 会議に付した事件

- ・第1回臨時会付託案件の審査

1. 開会及び閉会の日時

5月15日 午後 3時59分 開会

5月15日 午後 4時09分 閉会

1. 出席委員（6名）

委員長	山田順子	副委員長	山森文夫
委員	林忠男	委員	川岸勇
委員	川辺一彦	委員	境欣吾

1. 欠席委員（なし）

1. 委員外出席議員

議長 島崎清孝

1. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	夏野修	副市長	齊藤一夫
商工農林 部長	島田繁則	建設水道 部長	老松司
商工農林部次長 商工観光課長	大浦信雄	建設水道部 土木課長	栄前田龍平

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長		主幹	
議事調査課長	村井一仁	議事係長	石黒哲康
主幹			
調査係長	林哲広		

## 1. 会議の経過

午後 3時59分 開会

(第1回臨時会付託案件の審査)

○山田委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託されましたのは、案件1件及び報告1件であります。

これより、議案第30号 財産の取得について及び報告第2号 専決処分の承認を求めることについて所管部分を審査いたします。

初めに、補正予算の内容について当局からの説明を受けます。

大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 それでは、商工観光課から、補正予算の専決処分に関する報告事項について、その所管部分について御説明申し上げます。

中小企業等緊急支援事業費の1つ目の富山県・市町村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金につきましては、県の休業要請等に応じて、要請期間中に休業または営業時間の短縮に協力された中小企業及び個人事業主に対して協力金を支給することから、砺波市の負担分、事業費の3分の1を予算計上したものでございます。

次に、2つ目の砺波市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金につきましては、今ほどの県制度の協力金を支給された営業時間短縮の協力を要請する個人事業主のうち、通常営業時間が午後5時以降もしくは休業された事業者への協力金として、県の協力金に10万円を上乗せするものであります。

なお、140事業者を対象として予算計上をしているところでございます。

次に、3つ目の砺波市観光関連事業者緊急支援給付金事業費につきましては、砺波市ではチューリップフェアをはじめ数多くのイベントが中止になっていることから、減収が著しい観光事業者などの事業継続を支援するために20万円の給付金を支給するものでございます。

なお、観光協会協賛会員である100事業者を対象として予算計上をしております。

次に、4つ目のとなみ元気創出スクラム奨励金事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等で構成する団体が元気を取り戻せるよう、スクラムを組んで経営回復に取り組むまたは応援する団体に対して、1団体最大50万円の

奨励金を交付するものであり、予算を計上したところであります。

次に、5つ目の緊急経済対策相談体制支援事業費につきましては、商工会議所、商工会が行う社会保険労務士や中小企業診断士など有資格者による説明会の開催に対する支援を行うため、1団体当たり30万円を計上しているところでございます。

金融対策費の1つ目の新型コロナウイルス感染症対応資金等保証料助成金並びに2つ目の新型コロナウイルス感染症関連利子補給金につきましては、小規模、中小企業者のうち、売上げ減少により融資を受けた法人事業者に対して、保証料は10万円を限度に、支払い利子については全額を3年間、それぞれ市が助成するものであり、必要な経費を計上しているところでございます。

商工観光課からの説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○山田委員長 以上で説明は終わりましたので、付託案件に対する質疑に入ります。

発言される方は挙手の上、委員長の許可を得てお願いたします。

それでは、発言される方はどうぞ。

川辺委員。

○川辺委員 それでは、大浦課長にお尋ねをいたしますというか、確認をさせていただきます。

専決処分の承認を求めることについてのの中の、今ほども御説明を頂きました、特に砺波市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の件であります。

私もそれなりに理解をしようと思っていた、悩んでいたところなのですが、今ほど言われた通常営業時間は、5時以降もしくは休業、要は日中営業している業者は対象ではないんだよというような話だったんですけども、5時から翌朝8時まで、富山県・市町村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の要件の夜8時から翌朝5時までの自粛というものと、この午後5時から8時までというものとの違いはどこら辺なんでしょうか。ちょっとお願できますか。

○山田委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 通常の県の協力金につきましては、朝の5時から夜の8時まで営業することを前提にしております、例えば朝5時から夜の10時までやっている店に8時までで短縮しなさいと、そうしたことに對して協力金を払いますというのが県の協力金の制度です。

市のほうにつきましては、昼は該当ありません。ただし、午後5時から8時まで営業

しているところには対象にしましょうと。午後5時から午後10時までやっているのを8時にしましょうというところを対象にしたいというふうに。昼は対象にならない。

○山田委員長 島田商工農林部長。

○島田商工農林部長 この考え方は、今、課長が言ったように、5時から8時まで営業しますが、基本的にはそれではほとんど営業にならないということです。要は、休業を要請する施設に県は20万円を払うわけですね。でも、時短をした施設は、県は10万円なんです。要は、ほとんど営業していないに等しい時短施設は10万円なのに、スナックなどには20万円、その差を市として埋めます、こういうことでございます。ですから、日中やっている飲食店についても、休業した場合は対象としますよということでございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 もう一度。何せ5時から8時までの営業では、営業されても収入にはならないだろうということで対象になるよという意味なんですね。よく分かりました。

じゃ、このことは、商工会議所等を通じて約140店舗ですか、そちらのほうへ通知できるのでしょうか。そこの確認をお願いします。

○山田委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 この事業につきましては、ほかの事業もそうなんですけれども、商工会議所と商工会を通じて会員の皆様にも言っていますし、あと砺波市の飲食店組合のほうにも、この事業については周知をしていただくようお願いしているところでございます。

○川辺委員 分かりました。

○山田委員長 あと、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山田委員長 それでは、質疑がないようでありますので、付託案件に対する質疑を終わります。

これより付託案件を採決いたします。

ただいま議題となっております議案第30号及び報告第2号を一括して採決いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山田委員長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第30号 財産の取得について、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて所管部分、以上、案件1件及び報告1件については、原案のとおり可決または承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山田委員長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決または承認することに決しました。

以上で産業建設常任委員会の審査を終了いたします。

○山田委員長 お諮りいたします。本委員会の審査経過と結果報告の作成については委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山田委員長 御異議がないようですから、そのように決定させていただきます。

以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

市長をはじめ当局の皆さん、御苦労さまでございました。

午後 4時09分 閉会

砺波市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

砺波市議会産業建設常任委員会

委員 長 山 田 順 子